

就学援助制度

新入学学用品費・学用品費（入学前支給）のお知らせ

木更津市教育委員会学校教育課

木更津市では、経済的理由でお困りの方に対して、お子さんが小・中学校で安心して教育を受けられるよう、学用品費、給食費などの一部を援助する就学援助制度を設けています。

令和9年4月に小学校へ入学する児童の保護者のうち、就学援助の要件に該当する方には、就学援助の新入学学用品費・学用品費を入学前に支給します。希望される方は、申請受付期間内に学校教育課までお越しいただき、申請してください。

◆新入学学用品費・学用品費について

ランドセルや体操着、筆記用具など、必要な物品を購入するための費用のことです。具体的な品目の指定はありませんので、お子さまのために自由に使ってください。

支給額（予定）：新入学学用品費	64,300円
学用品費	11,630円



対象者

下記の①・②の両方に該当し、審査の結果、認定となった方に支給します。

① 令和9年4月に木更津市立小学校へ入学するお子さんの保護者

② 生活保護は受けていないが、それに準ずる程度に経済的にお困りの方

※新入学学用品費を支給された後に木更津市立小学校に入学されなかった場合、返還していただきます。

申請の流れ

1. 申請書類を受け取る
2. 申請書類等を学校教育課へ提出する
3. 学校教育課にて審査
4. 令和9年2月頃にご自宅へ郵送にて結果通知
5. 令和9年3月頃に申請書記載の口座へ振込み

申請方法等

◆申請期間：令和8年11月4日（水）～令和8年12月25日（金）

◆提出先：木更津市教育委員会学校教育課（木更津市役所朝日庁舎2階）

◆ご持参いただくもの

① 就学援助申請書

② 印鑑

令和8年1月2日以降に木更津市へ転入された方については、
下記の書類もあわせてご提出ください。

③（保護者の方及び生計を同一としている方全員の）

令和8年度 所得・税額証明書

※令和8年度に就学援助制度の認定を受けているお子様がいる場合は、

③の証明書の提出は不要です。

※「生計を同一としている方」とは、住民票上の世帯が別々であっても、実態として同一住所で生計を共にしている場合は、同じ世帯と判断します。また、単身赴任などで別居している配偶者等も同一世帯とします。

◆税額証明書について

- ・令和8年1月1日住民登録地での発行となります。
- ・手数料については自己負担となります。
- ・所得がない場合は、非課税証明書となります。
- ・所得の申告をしていない方は、申告をした後の発行となります。

◆申請書配布場所

- ・木更津市教育委員会 学校教育課（木更津市役所 朝日庁舎2階）
- ・木更津市立の各小学校
- ・木更津公式ホームページ

◆世帯の所得による審査を行いますので、世帯の中で申告を行っていない方がいる場合は、必ず申請前に所得の申告を税務署または市役所市民税課で行ってください。

お問い合わせ先

木更津市教育委員会 教育部学校教育課

〔住所〕木更津市朝日三丁目8番1号

木更津市役所朝日庁舎2階

〔電話〕0438-23-5259（直通）

ここからホームページ
にアクセスできます！

